

ID: 23

担当部署: 企画課

| | | | |
|--|--------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 過料 | | |
| 例規名 根拠条項 | 高根沢町使用料及び手数料条例 第9条 | | |
| 例規番号 | 平成12年条例第9号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>第9条の規定による。</p> <p>(過料)</p> <p>第9条 詐欺その他不正の行為により使用料及び手数料の徴収を免れた者に対しては、その免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p> <p>2 前項に定めるものを除くほか、使用料及び手数料の収入を減損するおそれのある行為その他使用料及び手数料の徴収の秩序を乱す行為をした者に対しては、5万円以下の過料を科することができる。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和7年3月27日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |